

つむぎだより

2015年
6月発行
NO. 3



「手稲つむぎの杜」開設一周年にあたって

介護老人福祉施設「手稲つむぎの杜」はこの6月1日をもちまして、開設一周年を迎えることができました。これもひとえに、ご利用者、ご家族の方々をはじめ、地域の皆様、関係機関・団体の方々のお力添えの賜物と深く感謝いたしております。

振り返りますとあっという間の一年でございましたが、施設の理念を実践すべく、ご利用者の安全とやすらぎ・ご家族の安心を第一に、喜びを分かち合い、支え合いながら、ご利用者お一人おひとりにご満足いただけますようにと必死に取り組んできた一年であったように思います。

今、改めて思いますに、私たちの仕事は「人と人」との心が通う仕事であり機械やロボットには到底できることではありません。私たちは、ご利用者からいつも「感動と勇気」そして「喜びとやりがい」をいただいていることに感謝をしながら、「自分たちの仕事は地域の福祉を担う大切な仕事である」ことに誇りを持って日夜仕事に向き合っています。

今後、10周年、20周年に向かって一歩一歩歳月を積み重ねながら、ご利用者、ご家族、地域の皆様など関係する全ての方々とともに、「手稲つむぎの杜」を、より一層、大きく、深く、優しさと安らぎにあふれる施設にして参りたいと考えております。

開設一周年を機に職員・関係者一同心を新たにし、ご利用者、ご家族をはじめ関係する皆様方のご期待にお応えできますよう一層精進して参る所存でございますので、どうか、今後とも末永くご支援ご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

平成27年6月吉日

手稲つむぎの杜 施設長 木村 弘

手稲つむぎの杜 理念

- 私たちは、ご利用者に「やすらぎ」を、ご家族に「安心」を提供します。
- 私たちは、ご利用者の「笑顔」を、私たち職員の「喜び」・「やりがい」とします。
- 私たちは、医療と介護の連携を密にし、質の高いサービス提供を目指します。
- 私たちは、地域に根ざし、開かれ、信頼される施設を目指します。

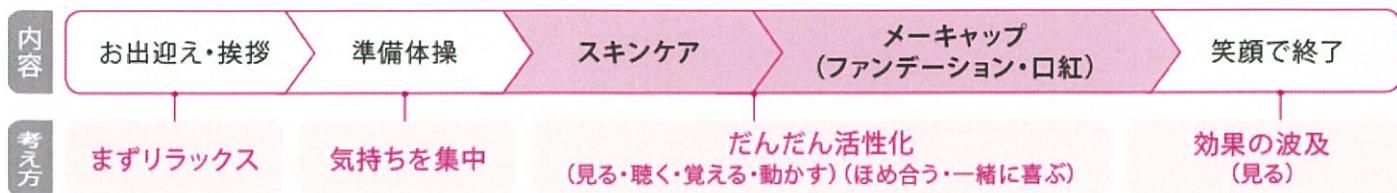
資生堂いきいき美容教室



資生堂いきいき美容教室とは？

(参加者ご自身で化粧を楽しむレクリエーションや ADL（日常生活動作）の維持・向上につながる化粧療法の活動)

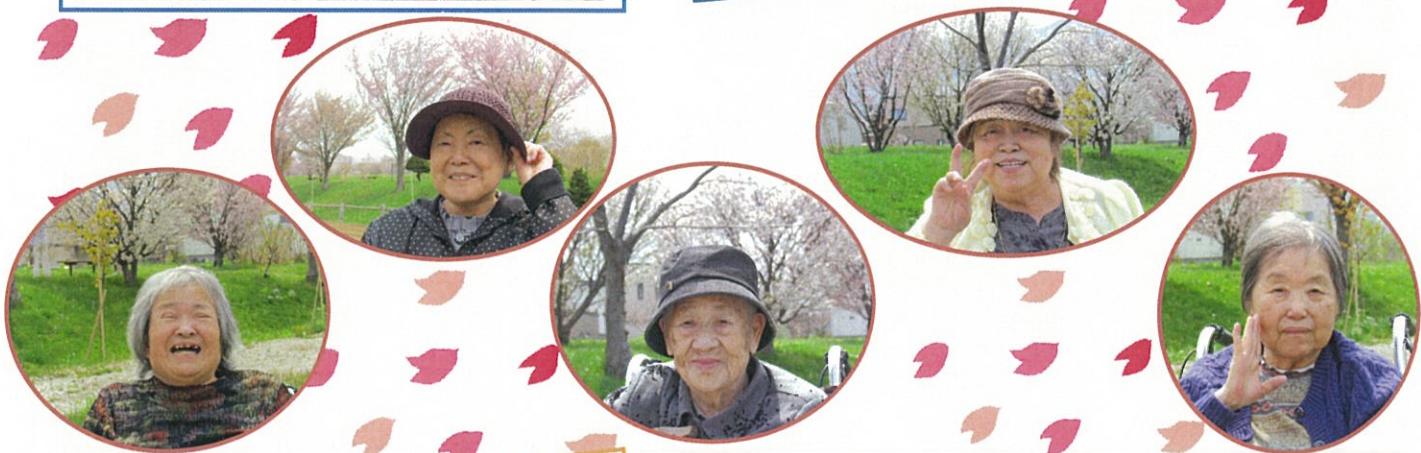
～当日のスケジュール～



3月の「お雛祭り」に合わせて資生堂様にお越しいただき「お化粧教室」を開催していただきました。スタッフさんの巧みな進行に合わせて、顔や手のお手入れ・お化粧を簡単に楽しみながら、綺麗に変身しました。日頃、お化粧機会が少ない入居者様もパフを手に取るとスタッフさんの話す前から不思議と手が動いていました。終了後は、雛人形と一緒に記念撮影を行いユニットに戻ってこられた入居者様のお顔がいつもより活き活きしていて、化粧の力はすごいと感じました。



お花見 昼食会



昨年は、6月開設のため見ることのできなかった
軽川の桜。今年は例年よりかなり早い開花となり、
天候も日によって暑い日、寒くて風の強い日があり
ましたが、1階のウッドテッキに出て昼食を兼ねて
お花見を行いました。参加された入居者様、ご家族
様は各々に今年の**桜**を堪能されていらっしゃいました。
また来年が今から楽しみです。



平成27年度 介護保険改正について

介護保険制度は、平成12年に施行されて以来、3年に1度制度改正が行われています。平成27年度の改正では介護報酬、加算等以外にも下記の内容が本年8月より改正されます。

○サービス利用の利用者負担

現在、施設サービス費の利用者負担は1割負担となっております。しかし、一定以上の所得がある方は2割負担となります。(一定以上の所得がある方の基準は下記を参照下さい。)

7月頃に新たに負担割合が記載された「利用者負担割合証」が市町村からご自宅に郵送される予定ですので、その際にはすみやかに生活相談課までご提出ください。

■一定以上の所得がある方の基準

第1号被保険者(65歳以上の方)の合計所得金額が160万円以上(単身で年金収入のみの場合、280万円以上の方)

※合計所得金額とは実際の収入金額ではなく、年金の所得や給与所得などの合計で、扶養などの控除額を引く前の金額です。

※公的年金収入額には遺族・障害年金などの非課税年金は含みません。(平成28年7月迄の予定)

○特定入所者介護サービス費

現在、ご入居者様のご利用料金の中で施設サービス費(1割負担)以外に食費・居住費が自己負担となっております。この食費・居住費は、ご入居者様の所得に応じ、所得が低いご入居者様は介護保険負担限度額認定証の交付を受け、所得要件に応じた自己負担限度額が設けられております。この従前の適用要件にご入居者様の預貯金等、配偶者の所得も勘案されることとなります。(ご入居者様の負担段階については下記を参照下さい。)

■負担限度額認定要件

利用者負担段階	
第1段階	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方 ・生活保護受給者
第2段階	世帯員全員が市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計金額が80万円以下の方
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税世帯で、第2段階以外の方
第4段階	第1段階～第3段階以外の方(課税世帯)

※左記の従前要件のほかに
配偶者も市町村民税非課税で
あり、預貯金等が単身で1,000
万円、夫婦で2,000万円以下
である事が追加されます。

※この改正により施設へ入居後に住所を施設に移すことで世帯が分離され、非課税になった方や上記の要件を満たす預貯金等がある方は負担限度額認定要件から対象外となる場合があります。

制度改正に関するご不明な点、ご相談等は生活相談員(菊地・後藤)までお気軽にご相談下さい。

一編集後記

新年度がはじまり、早いものでもう2ヶ月。昨年ゆっくり鑑賞できなかった軽川の桜。円山公園に引けを取らない見事な桜に感動しました。今年は、昨年行えずにいた行事を実施し、ご入居者様のたくさんの笑顔(o^▽^o)を「つむぎだより」でお届けいたします。お楽しみに!!
(生活相談員 菊地)

発行日：平成27年6月

発行責任者：施設長 木村 弘

〒006-0812

札幌市手稲区前田2条10丁目1番7号

T E L : 011-685-3726

F A X : 011-685-3880

※この広報誌への掲載写真は予め承諾を得て掲載させていただいております。